

業務仕様書

1 業務名

令和7年度 海外企業誘致等に係るプロモーション実施業務

2 業務目的

札幌市においては、2024年6月に北海道とともに「金融・資産運用特区」の対象地域に決定されたことを踏まえ、従来からの重点産業であるIT・バイオ産業等はもとより、半導体産業・GX関連産業の集積・発展が見込まれる等、産業が大きな転換期を迎えている。これを踏まえ、北海道が持つ再生エネルギーをはじめとするポテンシャルを最大限に活かすため、当該特区等を活用し、時機を逸せず誘致活動を実施する必要がある。当財団においては、令和6年10月、世界から北海道・札幌への進出を検討する海外企業等を対象に、様々なビジネス関連支援と関係者に係る生活面での支援など、企業誘致全体を支える「札幌海外企業受入ワンストップ窓口」（英語名：Sapporo Transnational Expansion and Partnership。以下「STEP」という。）を開設した。

海外企業と市内企業の協業の進展によりグローバルなビジネス展開が促進されることは、市内企業の新規事業創出や新たな市場獲得、経営基盤の強化にも繋がり、今後の札幌市の経済発展にとって重要であると考えられる。

本業務においては、こうした観点を踏まえ、海外企業の進出先として札幌市が選択されるよう、海外企業や現地経済団体等に対し、札幌市のビジネス環境や生活環境の魅力についてのプロモーションを行うものである。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）

4 実施業務

(1) 展示会出展

札幌・北海道の魅力を海外企業に対して積極的にプロモーションするため、海外で開催される海外展示会や投資シンポジウム、カンファレンスイベント等に2回以上出展する。

ア 出展内容

出展する展示会のターゲットとなる分野、地域は以下のとおりを想定しており、以下の展示会を候補としているが、これらに限らず、プロモーションを実施するにあたり有効と思われる展示会を提案すること。

対象分野：IT、AI、半導体、食・農業（アグリテック・フードテック）、エネルギー・環境 等

地域：ヨーロッパ、アジア

【候補となる展示会】

- ・ Agri Food Tech EXPO Asia 2025（シンガポール）
2025年11月4日～2025年11月6日
- ・ Productronica 2025（ミュンヘン/ドイツ） ※原則として提案に含めること
2025年11月18日～2025年11月21日

イ 業務内容

(ア) 出展申し込み

- ・ 出展する展示会が確定次第、出展に向けて必要な主催者との調整、申込、ブースデザイン、ブース出展費用の支払等を行うこと。
- ・ ブースはプロモーション及び出展する市内企業が海外企業等との商談などの対応が可能な広さを確保し、出展場所等は委託者及び主催者と相談の上、決定すること。

(イ) ブース運営

- ・ プロモーションを効果的に行えるよう、ブースの設営を行うこと。設営にあたっては、札幌のビジネス環境や住環境について PR が可能となる装飾とすることとし、必要に応じ、観光プロモーションのポスター等も活用すること。
- ・ 出展期間中は委託者と調整をしながらブースの運営を行い、ブース来訪者やイベント参加者へのプロモーションを行うこと。なお、その際は通訳を配置する等、現地の言語対応を行うこと。
- ・ 各展示会にて、50 社以上と意見交換、交流することを目標とすること。

(ウ) 出展企業募集

展示会出展時には札幌市内企業の出展も併せて行うため、出展を希望する企業の募集を行うこと。募集の方法については、ホームページでの募集の他、委託者と協議の上、海外展開を志す市内企業に対して、電話やメール等での直接的なアプローチを行うなど工夫すること（1-3 社程度の出展を目標とする）。なお、市内企業以外の関係団体と共同での出展を行う場合があるため、適宜委託者と協議すること。

(エ) 出展支援

展示会に出展する企業との調整など、展示会に参加するさっぽろ産業振興財団、札幌市、STEP 担当者、企業（関係団体と共同で出展する場合は、当該団体を含む）を対象に以下のサポートを行うこと。

- ・ 展示会の参加申込、ブースレイアウト等の出展に必要な各種事務
- ・ 飛行機、ホテル手配のサポート
- ・ 現地での移動サポート
- ・ 展示会における面談アポイントメントのサポート
- ・ 商品や必要備品の郵送、レンタルなど、出展に係るサポート

なお、展示会のブース出展費用は委託費に含めることとするが、それ以外の費用については、出展企業の負担とする。

(オ) 首都圏での関係団体等との調整サポート

海外展示会出展の事前・事後には、在日大使館や在日商工会議所等、首都圏での関係団体への調整（頭出し・報告等）などの必要なサポートを行うこと。また、繋がった関係団体等とのやり取りを継続し、来札情報やイベント情報な

どについて、委託者や STEP に提供すること。

(カ) 運営人員・移動手段の確保

- ・ 展示会出展にあたっては、ブース運営が滞りなくなされるよう、十分な人員を確保すること。
- ・ 現地では必要に応じ、展示会場及び経済団体等との面談に必要となる移動手段を確保すること。

(2) 現地経済団体等との面談

展示会出展期間中、若しくは出展期間前後には、出展地域の経済団体等とのコネクションを構築するため、面談をセッティングすること。また、必要に応じ通訳を手配すること。

(3) 広報媒体、ノベルティの作成

- ・ (1)のプロモーション等に使用するパンフレットなどの広報媒体をデザインの上、英語の広報媒体を 1,500 部用意し、うち 500 部を委託者に納品すること。なお、札幌市の魅力が十分に伝わる効果的な PR 媒体となるよう、内容については委託者と綿密な協議の上決定すること。
- ・ 海外プロモーションにて配布するノベルティを作成すること。ノベルティについては、札幌の魅力が伝わるものを提案し、具体的には委託者と協議の上決定すること。

(4) その他提案事項

(1)～(3)以外にも、プロモーションについて、効果的な取組や手法があれば、提案すること。

5 実施報告（成果物）の提出について

前項 4 に掲げた業務について、業務報告書を、電子データにより提出すること。提出の期日は令和 8 年 3 月 31 日（火）とする。

6 秘密保持

(1) 秘密の保持

- ア 当財団は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- イ 受託者は、本業務に関し、当財団から受領又は閲覧した資料等を当財団の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本業務で知り得た当財団及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- エ 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である当財団が提供する資料等の第三者への提供や

目的外使用をしないこと。本業務の業務委託期間を終えた後についても同様とする。

(2) 個人情報の保護

ア 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。また、本業務への参加者に係る個人情報の当財団への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別紙個人情報取扱注意事項を守ることとする。

イ EU 域内の個人情報等を取り扱う場合は「GDPR (General Data Protection Regulation : 一般データ保護規則)」を遵守する等、海外企業の情報の取り扱いに留意すること。

7 その他特記事項

(1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

(2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ委託者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。

また、委託者の意向を適宜反映した広報活動とするため、委託者と定期的に打合せを行うこと。

(3) 本仕様書に定める事項のほか、当財団の規則及び関係法令を順守すること。

(4) 受託者は、委託者が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

(5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。

(6) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡する。

(7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。

(8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

(9) 本業務の遂行にあたって、企業及び参加者からの申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。

8 担当

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1－1 札幌市産業振興センター
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 海外支援課
電話：011-817-8911 E-mail：info@sec.or.jp